**平成２３年（フ）第６４号**
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目６番３―301号
破産者　山田　圭一
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第９３号**
千葉県船橋市高根台３丁目１番１号
破産者　有限会社ライフメディカル
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第９４号**
千葉県船橋市夏見台３丁目16番18号
破産者　堀川　敦弘
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１２５号**
千葉市美浜区高洲３丁目15番６棟1205号
破産者　坂本　博敏（旧姓古屋）
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第５５号**
福井市日之出４丁目１番15号
破産者　株式会社荒井隆信酒店
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第２３４号**
静岡市駿河区中島705番地の18
破産者　有限会社大石酒店
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第３２１８号**
愛知県春日井市岩成台４丁目６番地の７
破産者　株式会社中建
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第３７７０号**
名古屋市緑区池上台２丁目268番地　アクタス池上台３Ｂ号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区築地３丁目17番10号
破産者　株式会社東昇
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１８５号**
大阪府泉佐野市長滝1258―６
破産者　株式会社プライム
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２３年（フ）第４号**
和歌山県東牟婁郡太地町大字太地3679番地
破産者　亡亀田鉄雄相続財産
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２３年（フ）第５号**
和歌山県新宮市橋本１丁目８番７号、開始決定時の住所和歌山県新宮市橋本１丁目８番８号
破産者　山本　勝弘
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２３年（フ）第６号**
和歌山県東牟婁郡古座川町山手230、開始決定時の住所和歌山県新宮市緑ヶ丘１―１―40貴志ビル３階新宮ひまわり基金法律事務所内
破産者　岡田　清美
1　決定年月日　平成23年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２１年（フ）第２４０２号**
札幌市中央区南４条西３丁目１番地３
破産者　株式会社ネオダイニング
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第４７３号**
岩手県宮古市松山第１地割41番地の５
破産者　岩手生コンクリート工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第５４６号**
岩手県宮古市田鎖第８地割４番地１
破産者　宮古重機工業有限会社
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２１年（フ）第７４５号**
岩手県宮古市田鎖第８地割４番地１
破産者　宮古石産工業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第２７４号**
福島県双葉郡富岡町字夜の森北１丁目71番地
破産者　有限会社共栄左官工業
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第１４３２号**
東京都昭島市田中町２丁目１番33号
破産者　日東産業株式会社
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第２１９号**
東京都町田市南大谷1648番地中島荘２Ｆ
破産者　近藤　光昭
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第２８７号**
東京都町田市旭町３丁目15番10号
破産者　ジークテクノロジーズ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第２８８号**
東京都町田市旭町３丁目15番10号
破産者　小松　裕志
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第４５５号**
東京都八王子市上柚木３丁目５番地３―114
破産者　植松　晃志
1　決定年月日　平成23年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部